

御所市太陽光発電設備の適正な 設置及び管理に関する条例

—届出の手引き—

御 所 市

環境衛生部 環境政策課

太陽光発電設備の設置には届出が必要です

御所市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例（令和3年6月1日施行）

令和3年6月1日から御所市内で地上設置型の太陽光発電設備を設置する場合は、設置工事着手の60日前までに届出が必要となりました。

条例制定の背景

2012（平成24）年度に「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（FIT法）が改正され、再生可能エネルギーの固定価格買取制度が創設されて以降、国の再生可能エネルギー推進施策や環境意識の高まりにより、太陽光発電設備の設置が全国的に拡大しています。

また、政府が2050年度までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにする「カーボンニュートラル」（脱炭素社会の実現）を目標に掲げたことを受け、本市においても太陽光発電設備の普及拡大がさらに進むことが見込まれます。

地球温暖化対策の観点から再生可能エネルギーの重要性が高まっていますが、事業区域における不適切な設置や近隣住民への説明不足等によりトラブルとなる事例が相次ぐなど、太陽光発電設備の設置に対する不安や懸念の声が広がっています。

このような背景を踏まえ、本市では、地上設置型の太陽光発電設備の設置及び管理に関する明確なルールを定めることにより、市民の安全な生活と本市の良好な環境に寄与することを目的として、2021（令和3）年に条例を制定しました。

届出の対象となる事業

- 発電出力10kw以上（建築物の屋根等に設置するものを除く。）

太陽光発電設備を設置する事業者のみなさまへ

- 届出の対象となる太陽光発電設備を設置する場合（既存設備の増設、拡張等の事業変更を含みます。）は、届出が必要です。具体的な手続きなど、ご不明な点やご相談は、御所市環境政策課までお問い合わせください。
- 太陽光発電設備の設置には、他の法令、条例等の手続きが必要となる場合がありますので、所管する行政機関の担当窓口でご確認ください。
- 既に太陽光発電設備を設置している事業者も、一部の規定が適用されます。

《届出の提出窓口・お問い合わせ先》

御所市 環境衛生部環境政策課

〒639-2256 奈良県御所市栗阪 293 番地（御所市クリーンセンター）

TEL : 0745-66-1087 FAX : 0745-66-2441

E-MAIL : clean@city.gose.nara.jp

御所市ホームページ URL : <https://www.city.gose.nara.jp>

（令和7年3月作成）

御所市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例の概要

1 事業者の責務（第3条）

事業者は、事業の実施に当たりこの条例及び関係法令を遵守し、事業区域の地域住民等の理解を得るとともに、自然環境及び生活環境の保全に支障が生じないよう、常時安全かつ良好な状態を維持してください。

事業者は、事業の実施に係る苦情、被害及び紛争が生じたときは、自らの責任と負担において解決に当たってください。

2 条例適用の範囲（第4条）

発電出力が10kw以上の太陽光発電設備を対象とします。ただし、建築物の屋根等に設置するものを除きます。

3 事業禁止区域（第5条）

災害防止の観点から、次の区域を設置ができない区域に指定します。

- 砂防法の「砂防指定地」
- 森林法の「保安林」
- 地すべり等防止法の「地すべり防止区域」
- 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の「急傾斜地崩壊危険区域」
- 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の「土砂災害特別警戒区域」

4 抑制区域（第6条）

次の事由により設置が望ましくない区域において、事業者に対し、事業を実施しないよう自粛を要請します。事業者は、地域への影響に考慮して、用地選定を行ってください。

- 土砂災害その他自然災害の発生するおそれがある。
「宅地造成等工事規制区域」「河川区域・河川保全区域」「土砂災害警戒区域」
- 地域を象徴する優れた景観として良好な状態が保たれている。
「国定公園」「景観保全地区」
- 歴史的又は郷土的な特色を有している。
「国・県・市の文化財が所在する区域」「埋蔵文化財包蔵地」
- 良好な営農条件を備え、農地としての利用が優先される。
「農用地区域」「第1種農地」
- 豊かな自然環境が保たれ、地域の貴重な資源として認められる。
「鳥獣保護区」
- 良好な住宅・住環境が保たれている。
「住居系地域」「商業系地域」「準工業地域」

※ 事業禁止区域・抑制区域は、関係法令、条例等を所管する行政機関の担当窓口でご確認ください。

5 事前協議（第7条）

事業者は、遅くとも事業の届出をする1か月前までに、本市との事前協議を行ってください。事前協議は、事業者の具体的な事業計画をあらかじめ確認し、必要な手続等を整理することを目的に実施します。

6 説明会の実施（第8条）

事業者は、事業の届出の前に、具体的な事業計画について、地域住民等を対象とする説明会を開催してください。事業着手後にトラブルが発生することのないよう、地域住民等とコミュニケーションを図り、理解を得るよう努めてください。届出の際は、説明会の実施状況に関する報告書の提出を求めます。

● 地域住民等

- ・事業区域の境界から50m以内の区域に存する土地又は建築物の所有者、占有者若しくは管理者
- ・事業区域を活動区域に含む自治組織（認可地縁団体、自治会等）を代表する者（会長、役員等に限らず当該自治組織の区域に居住する住民）
- ・事業の実施により影響を受けることが懸念される農林業その他の産業を営む者で組織する団体（水利組合、森林組合等）を代表する者（団体の構成員）

● 実施方法

- ・公民館、集会所その他の地域住民等が参加しやすい場所で開催すること。
- ・多数の参加が見込まれる日時に開催すること。
- ・必ず1回以上開催し、地域住民等からの開催要望に対し、応じること。
- ・説明会の開催に要する費用は、全て事業者が負担すること。
- ・事業計画又はその概要を記載した印刷物の配布その他適切な方法によって、地域住民等に丁寧な説明を行うこと。
- ・説明会に出席できなかった地域住民等から求めがあった場合は、個別に説明を行うこと。

7 届出（第9条）

事業者は、設置工事に着手する60日前までに本市に届出を行ってください。既に設備を設置している事業者も、事業の変更（事業譲渡、増設、拡張等）を行うときは、届出が必要です。

8 設置基準（第10条）

適正な設置及び管理を促すため、次のとおり設置基準を設けます。抑制区域は、設置基準の遵守義務があります。

抑制区域外又は条例施行前に既に設備を設置している場合であっても、できるかぎり設置基準の遵守に努めてください。

● 災害発生の防止に関する事項

- ・宅地造成工事の技術的基準の例により、形質変更を最小限とすること。
- ・崖又は法面の保護対策を講じること。
- ・地盤の安定性が確保されたものとする。
- ・排水施設を設置し、必要に応じ調整池等の施設を設置すること。

● **事業区域と周辺地域における自然環境及び生活環境の保全に関する事項**

- ・ 太陽電池モジュールは、黒若しくは濃紺又は低彩度かつ低明度の色彩とし、低反射で模様が目立たないものを使用し、位置及び傾斜角度を調整して周辺への影響に配慮すること。
- ・ 架台及びパワーコンディショナー、フェンス等の附属設備の色彩は、周囲の景観に調和したものとすること。
- ・ 道路の見通しの妨げにならないよう境界から適切な距離を確保すること。
- ・ 騒音、振動、電波障害、熱、反射光、圧迫感等による居住環境への被害を低減させるよう境界から適切な距離を確保すること。
- ・ 植栽、塀、柵その他の工作物により遮蔽又は緩衝の措置を講じること。
- ・ 除草及び清掃を定期的実施し、周辺環境に影響がないよう管理すること。
- ・ 土砂の流出等による濁水発生の防止、工事車両による排出ガスの抑制、騒音及び振動の防止等に必要な措置を講じること。

● **構造の安全性に関する事項**

- ・ FIT 法の認定の申請をした場合にあっては、当該認定を受けているか、又は認定を受けることが確実であると見込まれること。
- ・ FIT 法の認定の申請をしていない場合にあっては、再生可能エネルギー発電施設の設計に関する技術的基準の例による基準に適合していること。
- ・ 電気事業法の技術基準に適合するようにし、安全性を確保すること。
- ・ 架台の基礎は、地盤に定着させること。
- ・ 太陽電池モジュールは、構造耐力上、安全な架台に取り付けること。

● **維持管理及び事業終了後の措置に関する事項**

- ・ 関係者以外の者が立ち入らないよう、植栽、塀、柵等を設置すること。
- ・ 事業区域の外部から見やすい場所に事業者の標識等を掲示すること。
- ・ 故障又は破損したときは、被害を最小限に留め、速やかに復旧又は撤去すること。
- ・ 使用済みの設備、資材等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に従い、速やかに廃棄及びリサイクルを行うこと。
- ・ 事業終了後は、速やかに整地、緑化、修景その他周辺環境の保全措置を講じること。

● **その他市長が必要と認める事項**

- ・ 第三者に転売又は譲渡する場合は、事業の変更を届け出て、相手方に責任をもって設置及び管理に必要な事項を承継させること。
- ・ その他国が定める事業計画策定ガイドラインの遵守すべき事項及び推奨される事項にのっとり、計画的に事業を実施すること。

9 事業終了後の措置（第11条）

事業者（条例施行前に既に設置している事業者を含みます。）は、事業を終了しようとするときは、市長に届出をする必要があります。

届出後、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令に従い、速やかに設備を撤去・処理してください。

また、事業者は、積立て等の方法による撤去・処理に要する費用を確保する義

務があります。条例施行前に既に設置している事業者にあっても、積立て等の方法による費用の確保に努めてください。

10 報告徴収・立入検査（第12条）

条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、報告又は資料の提出を求め、市職員が事業区域等に立入検査を行います。

11 命令・指導・勧告（第13条・第14条）

事業禁止区域で事業を実施した事業者に対し、設備の撤去等の改善措置命令を行います。

設置基準が遵守されていないなど、維持管理が不十分な設備にあっては、必要な指導又は助言を行います。

届出義務違反や正当な理由なく指導に従わない場合は、事業者に対し、適切な措置を講じるよう勧告を行います。

12 公表（第15条）

命令又は勧告に従わない場合は、事業者名とその事実等を公表し、国・県に報告します。

違反事業者は、経済産業省から FIT 法の認定が取り消される場合があります。

13 施行日（附則）

令和3年6月1日から施行します。

既に設置・着手している事業については、経過措置を講じます。

14 既設事業者の適用関係（附則）

条例の施行日から 60 日を経過するまでの間に事業に着手しようとする事業者は、速やかに届出を行ってください。

事業計画の変更（増設、拡張等）を行うまでの間は、「事業禁止区域（第5条）」「抑制区域（第6条）」「事前協議（第7条）」「説明会の実施（第8条）」「届出（第9条）」の各規定については、適用除外となります。ただし、事業計画を変更しようとする場合にあっては、当該規定が適用されます。

「設置基準の遵守（第10条第2項）」「撤去・処理に要する費用の積立て（第11条第3項）」の各規定については、努力義務があります。

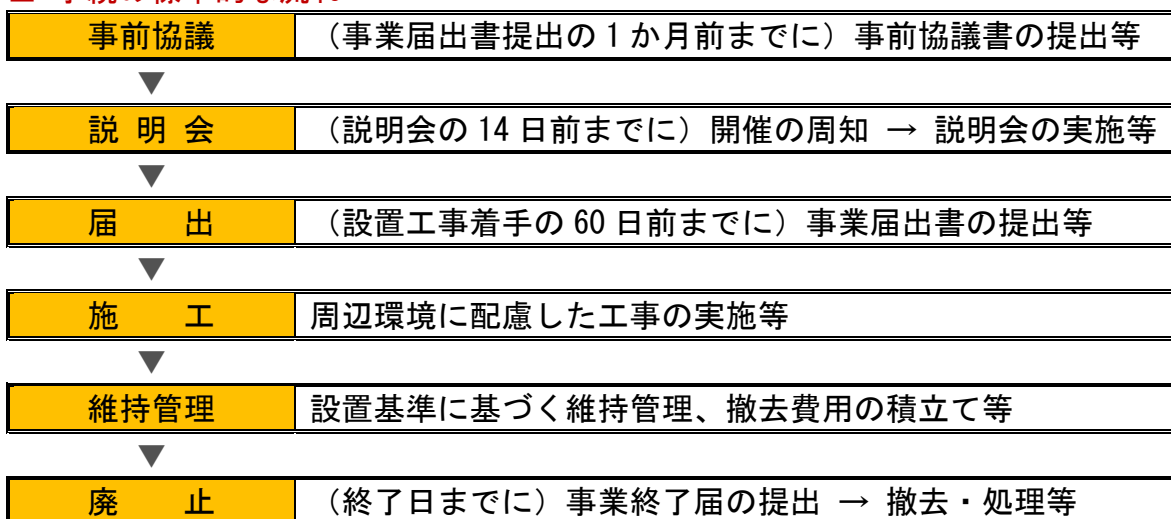
その他については、条例の各規定が適用されます。

15 その他の注意事項

太陽光発電設備の設置に当たっては、この条例のほか、資源エネルギー庁や環境省が策定したガイドラインの規定に沿った工事、維持管理、廃止を行うようご注意ください。

- 資源エネルギー庁「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」
- 環境省「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」

■ 手続の標準的な流れ



■ 提出書類チェックリスト

● 事前協議

- 事前協議書 (規則様式第1号)
- 事業計画の概要が分かる書類、図面等

● 事業着手の届出

- 事業届出書 (規則様式第2号)
- 事業者を証明する書類 (個人: 住民票、法人: 登記事項証明書)
- 位置図
- 事業区域及びその隣接地の公図又は地籍図
- 事業区域の土地の登記事項証明書
- 事業区域調書 (権利者一覧表) (規則様式第3号)
- 事業区域隣接地調書 (権利者一覧表) (規則様式第4号)
- 現況図 (平面図及び縦横断図)
- 現況写真 (事業区域内及びその周辺の状況が分かるもの)
- 土地利用計画図 (平面図及び縦横断図)
- 工作物設計図 (平面図、立面図、断面図及び構造図)
- 造成計画図 (平面図及び縦横断図)
- 排水計画図 (平面図)
- 資力を証する書類 (残高証明書、預貯金通帳の写し、融資証明書等)
- 説明会実施状況報告書 (規則様式第5号)
- その他市長が必要と認める書類

● 事業変更の届出

- 事業変更届出書 (規則様式第6号)
- 事業変更に関する計画の概要が分かる書類、図面等

● 事業終了の届出

- 事業終了届出書 (規則様式第7号)
- 撤去・廃棄処分に関する計画の概要が分かる書類、図面等
- 資力を証する書類 (残高証明書、預貯金通帳の写し、融資証明書等)